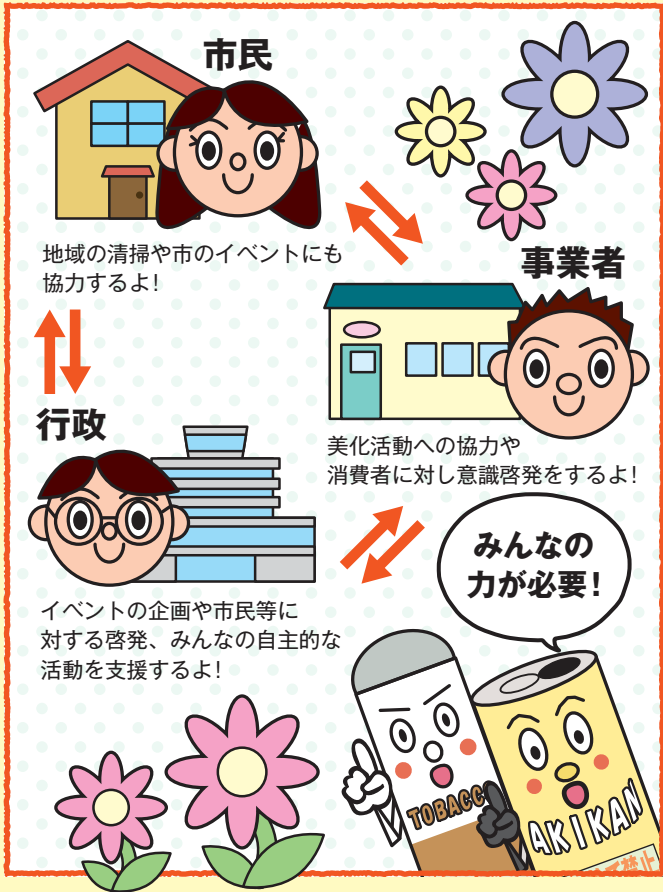


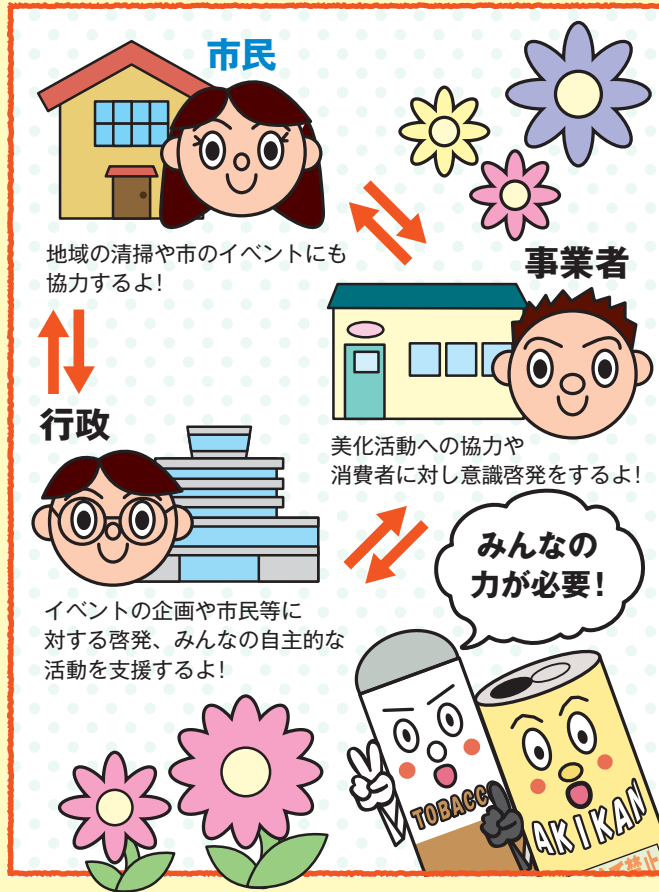
# きれいなまちへの第一歩!!

みんなで協力してきれいなまちを作ろう!!



## 間違い探しクイズ!!

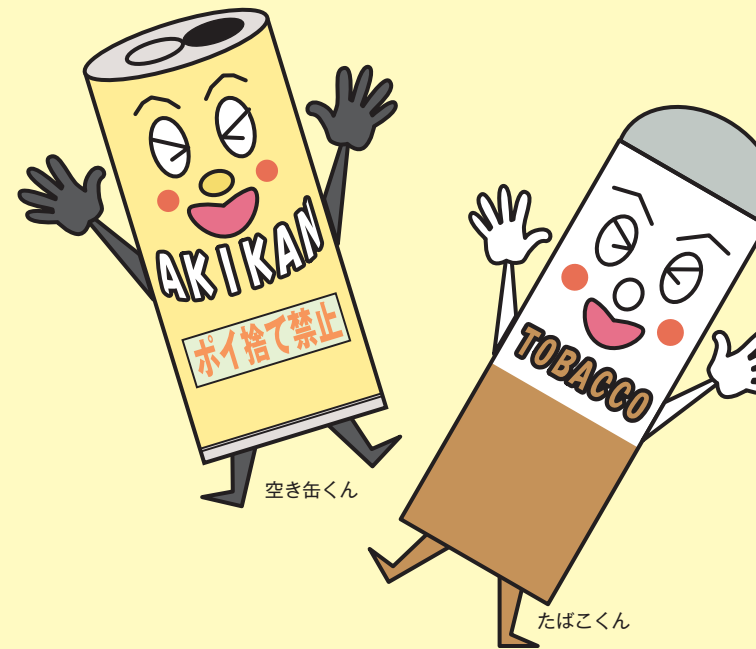
隣のページにもう一つ同じ絵があります!  
6つの間違いをさがしてみよう  
リーフレットを開くと答えがあります!!



相模原市 さがみはら

# 持ち帰ろう ゴミも笑顔も 思い出と

**ポイ捨て禁止条例**  
相模原市ごみの散乱防止による  
きれいなまちづくりの推進に関する条例



## 5月30日は「きれいなまちづくりの日」です!

毎年5月30日に、各種イベントの実施や各自治会により地域清掃を実施しています!  
身近な場所のごみ拾いをするなど、皆で協力してきれいなまちづくりを進めましょう!!



### 【路上喫煙について】

路上喫煙重点禁止地区内では路上喫煙を禁止しています。中止の命令に従わない違反者に対し、2,000円の過料を適用します。  
お問い合わせ先…相模原市市民局交通・地域安全課  
電話 042-769-8229

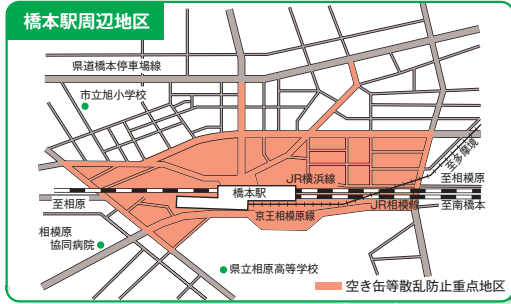


【ポイ捨て禁止条例に関するお問い合わせ先】  
相模原市環境経済局資源循環部資源循環推進課  
電話 042-769-8334

相模原市

# 市内全域でポイ捨て禁止です!!

積極的にポイ捨ての防止を図る地区として、下の地図で示した3地区を空き缶等散乱防止重点地区としています!

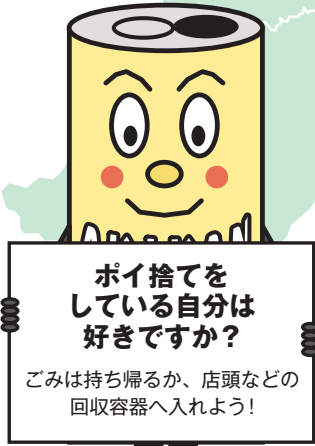


空き缶等散乱防止重点地区の表示



重点地区にはこのシールが張ってあるよ!!!

- ▶ 空き缶等散乱防止重点地区内でのポイ捨ては、2万円以下の罰金を科す場合があります。
- ▶ 重点地区は、路上喫煙の防止に関する条例による路上喫煙重点禁止地区にも指定されています。



## 違反行為に対する措置・罰則

条例の実効性を担保するために、違反者に対し、次のような措置、罰則が定められています。

### ポイ捨て行為

対象地区：重点地区

措置、罰則の内容▶

勧告→命令→2万円以下の罰金

▶ 飲料用自動販売機設置者

### 回収容器の設置・管理義務違反

対象地区：市内全域

措置、罰則の内容▶

勧告→命令→公表

▶ 飲食物販売者

### 容器・包装の散乱防止措置違反

対象地区：市内全域

措置、罰則の内容▶

勧告→命令→公表

※矢印(→)は、勧告や命令に従わなかった場合を意味します。



## 自動販売機を設置している方やファストフード店を営んでいる皆様へ

### ○自動販売機には空き缶回収容器を設置

自動販売機でジュースなどの飲料を販売する者は、空き缶等を回収するための容器を設置し、適正に管理しなければなりません。



### ○容器の包装や散乱防止

ファストフード店など飲食物を販売する者は、販売した飲食物の容器や包装の散乱を防止する措置を講じなければなりません。



### 例えば

店舗の周辺で、容器等が散乱していたら、自ら回収し処分

店舗や催事会場等で飲食物を購入したお客様に対し、回収容器に収納するか、家に持ち帰ることを周知

▶この規定に違反した場合は、勧告、命令を行うことがあります。

▶命令に違反した場合は、その旨を公表することがあります。



## 「街美化アダプト制度」～みんなの力できれいなまちへ～

この制度は、「道路や公園など市が所管する公共施設の美化活動を市民が自発的に行い、市がその活動を支援する」協働によるまちづくりの制度です。空き缶等散乱防止重点地区内では、6団体を中心に地域美化活動に取り組んでいます。



- ① 市民の家の窓の敷
- ② 市民の字の色
- ③ 空き缶やごみの位置
- ④ 吹き出しの形
- ⑤ たばこくんの指の敷
- ⑥ 花ごらの敷

間違え探し  
クイズ答え